

陸上自衛隊西部方面隊と西日本高速道路株式会社との
連携に関する実施協定

陸上自衛隊西部方面隊

西日本高速道路株式会社

陸上自衛隊西部方面隊と西日本高速道路株式会社との連携に関する実施協定

(目的)

第1条 この協定（以下、「本協定」という。）は、陸上自衛隊西部方面隊（以下、「甲」という。）と西日本高速道路株式会社（以下、「乙」という。）が、災害発生時の相互協力における円滑な連携を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本協定において使用する用語の定義は、以下に定めるとおりとする。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する被害をいう。
- (2) 「災害派遣要請元」とは、甲に対し自衛隊法第83条第1項に基づき災害派遣を要請した県知事その他政令で定める者をいう。
- (3) 「甲の部隊行動地域」とは、九州・沖縄地域をいう。
- (4) 「被害情報」とは、甲及び乙が保有する、甲の部隊行動地域における被災地域の被害状況及び道路状況に関する情報（画像情報を含む。）をいう。
- (5) 「緊急復旧」とは、災害によりき損した構造物等について、その構造物等が持つ本来機能を最低限確保する復旧をいう。
- (6) 「連携訓練」とは、本協定に定めた内容が災害発生時に円滑に行い得ることを確認するための訓練をいう。
- (7) 「調整会議」とは、本協定に定めた内容が災害発生時に円滑に行い得ることを確認するとともに、定期的な訓練をより効果的なものとするため、さらには協定内容の修正等を協議する等の会議をいう。

(災害発生時の連絡態勢の確立)

第3条 甲及び乙は、甲の部隊行動地域において災害が発生した場合、十分な情報を共有しうる連絡態勢を確立させ、相互に協力し被害情報の共有化に努めることとする。

- 2 前項に基づき確立する連絡態勢の具体的な内容は、甲乙協議の上で決定することとする。

(災害発生時における相互協力)

第4条 次の各号に掲げるものは、甲が災害派遣を実施するに際し、相互に協力を必要と判断した場合は、当該各号に定める相互協力について、災害派遣要請元の要請を介さずに、自らが行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

- (1) 被害情報の提供
- (2) 乙：甲の救援活動に必要となる、乙の施設、敷地、資機材、物資、通信回線を提供すること。並びに高速道路通行止め区間及び緊急開口部を活用した甲の緊急通行車両を通行させること。
- (3) 甲：甲の救援活動に必要となる、乙の道路、施設を緊急復旧すること。

(4) その他被災地の救援活動に必要と認められる事項

(訓練の実施)

第5条 連携訓練は、甲乙協議の上、年1回以上実施することを原則とする。

2 訓練内容等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(定期的な会議の実施)

第6条 定期的な調整会議を甲乙協議の上、年1回以上実施することを原則とする。

(情報管理の徹底)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、甲乙協議の上、情報の秘密保持を徹底するものとする。ただし、事前に甲及び乙が当該情報の開示について合意した場合は除く。

(協定の有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。なお、期間満了3ヶ月前までに甲及び乙のいずれかから変更又は廃止の申し出がないときは、本協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間継続するものとし、以降も同様のものとする。

(対応窓口)

第9条 本協定の運用に係わる事項についての対応窓口は、下記に定める通りとする。

甲：陸上自衛隊西部方面総監部 防衛部 防衛課 運用班

乙：西日本高速道路株式会社 保全サービス事業本部

保全サービス事業部 危機管理防災課

(その他)

第10条 本協定は二通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各一通を保管するものとする。

2 本協定の運用に係る解釈として必要な事項は、甲及び乙の合意により別途解釈覚書を作成し保管する。

3 本協定の各条項の解釈について疑義が生じた場合、若しくは本協定の内容の見直しが必要になった場合、又は本協定に定めのない事項が発生した場合は、その都度甲乙協議の上、必要な事項について定めるものとする。

平成24年8月22日

甲 陸上自衛隊 西部方面隊
西部方面總監 陸将 (自署：宮下 寿広)

乙 西日本高速道路株式会社
代表取締役社長 (自署：石塚 由成)